

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
国民保護業務計画（規程） 2006年 3月27日（制 定） 2024年 4月 1日（第4回改正） 東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	国民保護業務計画（規程） 2006年 3月27日（制 定） 2025年 4月 1日（第5回改正） 東北電力株式会社 東北電力ネットワーク株式会社	< 凡例 > 削除：削除個所 加筆：加筆個所 改正時期の修正

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)			(新)			理由																																													
国民保護業務計画の修正履歴			国民保護業務計画の修正履歴			修正履歴の追加																																													
<table><tr><th>項目 回</th><th>年 月 日</th><th>内 容</th></tr><tr><td>制定</td><td>2006年 3月27日</td><td>国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）</td></tr><tr><td>――</td><td>2009年 6月 1日</td><td>「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。</td></tr><tr><td>1</td><td>2014年 4月 1日</td><td>国の機関名等を修正</td></tr><tr><td>2</td><td>2020年 4月 1日</td><td>分社化等に伴う修正</td></tr><tr><td>3</td><td>2022年 4月 1日</td><td>2022年4月組織整備に伴う修正</td></tr><tr><td>4</td><td>2024年 4月 1日</td><td>2024年4月組織整備に伴う修正</td></tr></table>	項目 回	年 月 日	内 容	制定	2006年 3月27日		国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）	――	2009年 6月 1日	「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。	1	2014年 4月 1日	国の機関名等を修正	2	2020年 4月 1日	分社化等に伴う修正	3	2022年 4月 1日	2022年4月組織整備に伴う修正	4	2024年 4月 1日	2024年4月組織整備に伴う修正			<table><tr><th>項目 回</th><th>年 月 日</th><th>内 容</th></tr><tr><td>制定</td><td>2006年 3月27日</td><td>国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）</td></tr><tr><td>――</td><td>2009年 6月 1日</td><td>「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。</td></tr><tr><td>1</td><td>2014年 4月 1日</td><td>国の機関名等を修正</td></tr><tr><td>2</td><td>2020年 4月 1日</td><td>分社化等に伴う修正</td></tr><tr><td>3</td><td>2022年 4月 1日</td><td>2022年4月組織整備に伴う修正</td></tr><tr><td>4</td><td>2024年 4月 1日</td><td>2024年4月組織整備に伴う修正</td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>2025年 4月 1日</u></td><td>2025年4月組織整備に伴う修正</td></tr></table>	項目 回	年 月 日	内 容	制定	2006年 3月27日	国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）	――	2009年 6月 1日	「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。	1	2014年 4月 1日	国の機関名等を修正	2	2020年 4月 1日	分社化等に伴う修正	3	2022年 4月 1日	2022年4月組織整備に伴う修正	4	2024年 4月 1日	2024年4月組織整備に伴う修正	<u>5</u>	<u>2025年 4月 1日</u>	2025年4月組織整備に伴う修正		
項目 回	年 月 日	内 容																																																	
制定	2006年 3月27日	国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）																																																	
――	2009年 6月 1日	「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。																																																	
1	2014年 4月 1日	国の機関名等を修正																																																	
2	2020年 4月 1日	分社化等に伴う修正																																																	
3	2022年 4月 1日	2022年4月組織整備に伴う修正																																																	
4	2024年 4月 1日	2024年4月組織整備に伴う修正																																																	
項目 回	年 月 日	内 容																																																	
制定	2006年 3月27日	国民保護法施行（平成16年9月）に伴う新規制定（資源エネルギー庁へ提出）																																																	
――	2009年 6月 1日	「国民保護業務計画」を「国民保護業務計画（規程）」（総－4）として会社規程の制定手続きを行った。																																																	
1	2014年 4月 1日	国の機関名等を修正																																																	
2	2020年 4月 1日	分社化等に伴う修正																																																	
3	2022年 4月 1日	2022年4月組織整備に伴う修正																																																	
4	2024年 4月 1日	2024年4月組織整備に伴う修正																																																	
<u>5</u>	<u>2025年 4月 1日</u>	2025年4月組織整備に伴う修正																																																	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
目 次	目 次	
第1章 総則…………… 1	第1章 総則 …………… 1	
第1節 業務計画策定の目的…………… 1	第1節 業務計画策定の目的 …………… 1	
第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針…………… 1	第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針…………… 1	
1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保…………… 1	1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保…………… 1	
2. 国民保護措置に従事する者の安全の確保…………… 1	2. 国民保護措置に従事する者の安全の確保…………… 1	
3. 国民保護措置の実施に関する状況に即した自主的判断…………… 1	3. 国民保護措置の実施に関する状況に即した自主的判断…………… 1	
第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響…………… 2	第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響…………… 2	
1. 武力攻撃事態…………… 2	1. 武力攻撃事態 …………… 2	
2. 緊急処理事態…………… 2	2. 緊急処理事態 …………… 2	
3. 電力設備・電力供給への影響…………… 3	3. 電力設備・電力供給への影響…………… 3	
第4節 国民保護業務計画の運用…………… 3	第4節 国民保護業務計画の運用…………… 3	
1. 他の計画との関連…………… 3	1. 他の計画との関連…………… 3	
2. 国民保護業務計画の修正…………… 3	2. 国民保護業務計画の修正…………… 3	
第5節 用語の定義…………… 3	第5節 用語の定義…………… 3	
1. 武力攻撃事態等…………… 3	1. 武力攻撃事態等…………… 3	
2. 武力攻撃事態…………… 3	2. 武力攻撃事態 …………… 3	
3. 武力攻撃予測事態…………… 4	3. 武力攻撃予測事態…………… 4	
4. 緊急処理事態…………… 4	4. 緊急処理事態…………… 4	
5. 武力攻撃…………… 4	5. 武力攻撃…………… 4	
6. 武力攻撃災害…………… 4	6. 武力攻撃災害…………… 4	
7. 国民保護措置…………… 4	7. 国民保護措置…………… 4	
8. 緊急対処保護措置…………… 4	8. 緊急対処保護措置…………… 4	
9. 武力攻撃原子力災害…………… 4	9. 武力攻撃原子力災害…………… 4	
10. 生活関連等施設…………… 5	10. 生活関連等施設…………… 5	
11. 危険物質等…………… 5	11. 危険物質等 …………… 5	
12. 安全確保措置…………… 5	12. 安全確保措置…………… 5	
13. 東北電力…………… 5	13. 東北電力…………… 5	
14. 東北電力NW…………… 5	14. 東北電力NW…………… 5	
15. 本店…………… 5	15. 本店…………… 5	
16. 本社…………… 6	16. 本社…………… 6	
17. 事業所…………… 6	17. 事業所…………… 6	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
第2章 平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	第2章 平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
第1節 武力攻撃事態等防災体制・・・・・・・・ 7	第1節 武力攻撃事態等防災体制・・・・・・・ 7	
1. 体制の区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	1. 体制の区分・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
2. 対策組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	2. 対策組織・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
第2節 対策組織の運営・・・・・・・・・・・・ 7	第2節 対策組織の運営・・・・・・・・・・・・ 7	
1. 体制の発令および解除・・・・・・・・ 7	1. 体制の発令および解除・・・・・・・・ 7	
2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	2. 権限の行使・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	
3. 動員・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3. 動員・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	
4. 指令伝達および情報連絡の経路・・・・ 8	4. 指令伝達および情報連絡の経路・・・・ 8	
第3節 社外機関との協調・・・・・・・・・・・・ 8	第3節 社外機関との協調・・・・・・・・・・・・ 8	
1. 国，地方公共団体等との協調・・・・ 8	1. 国，地方公共団体等との協調・・・・ 8	
2. 他電力会社等との協調・・・・・・・・ 8	2. 他電力会社等との協調・・・・・・・・ 8	
第4節 国民保護措置に関する教育・訓練・・・・ 9	第4節 国民保護措置に関する教育・訓練・・・・ 9	
1. 教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	1. 教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
2. 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	2. 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	
第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置・・・・ 9	第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置・・・・ 9	
第6節 情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・ 9	第6節 情報の収集・連絡・・・・・・・・・・・・ 9	
第7節 全般的な事前措置・・・・・・・・・・・・ 10	第7節 全般的な事前措置・・・・・・・・・・・・ 10	
1. 物資および資材の備蓄・整備・・・・ 10	1. 物資および資材の備蓄・整備・・・・ 10	
2. 通信設備の確保・・・・・・・・・・・・ 10	2. 通信設備の確保・・・・・・・・・・・・ 10	
3. 非常用電源の整備・・・・・・・・・・・・ 11	3. 非常用電源の整備・・・・・・・・・・・・ 11	
4. コンピューターシステムの整備・・・・ 11	4. コンピューターシステムの整備・・・・ 11	
5. 水防・消防に関する整備・・・・・・・・ 11	5. 水防・消防に関する整備・・・・・・・・ 11	
6. 石油等の流出による災害を防止する設備の整備・・・・ 11	6. 石油等の流出による災害を防止する設備の整備・・・・ 11	
7. その他災害復旧用施設および設備・・・・ 12	7. その他災害復旧用施設および設備・・・・ 12	
第3章 武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・ 13	第3章 武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・ 13	
第1節 通報・連絡・・・・・・・・・・・・ 13	第1節 通報・連絡・・・・・・・・・・・・ 13	
1. 通報・連絡の経路・・・・・・・・・・・・ 13	1. 通報・連絡の経路・・・・・・・・・・・・ 13	
2. 通報・連絡の方法・・・・・・・・・・・・ 13	2. 通報・連絡の方法・・・・・・・・・・・・ 13	
第2節 災害時における情報の収集・連絡・・・・ 13	第2節 災害時における情報の収集・連絡・・・・ 13	
1. 情報の収集，報告・・・・・・・・・・・・ 13	1. 情報の収集，報告・・・・・・・・・・・・ 13	
2. 情報の集約・・・・・・・・・・・・ 14	2. 情報の集約・・・・・・・・・・・・ 14	
3. 通話制限・・・・・・・・・・・・ 14	3. 通話制限・・・・・・・・・・・・ 14	
第3節 災害時における広報および情報提供・・・・ 14	第3節 災害時における広報および情報提供・・・・ 14	
1. 広報活動・・・・・・・・・・・・ 14	1. 広報活動・・・・・・・・・・・・ 14	
2. 広報の方法・・・・・・・・・・・・ 14	2. 広報の方法・・・・・・・・・・・・ 14	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
第４節 対策要員の確保・・・・・・・・・・ １ ５ １． 要員の確保・・・・・・・・・・ １ ５ ２． 復旧要員の広域運営・・・・・・・・ １ ５ 第５節 資機材の確保・・・・・・・・・・ １ ５ １． 調達・・・・・・・・・・ １ ５ ２． 輸送・・・・・・・・・・ １ ５ ３． 復旧資機材置場の確保・・・・・・・・ １ ６ 第６節 国，地方公共団体，自衛隊等の応援要請・・・・・・・・ １ ６ 第７節 生活関連等施設の安全確保措置・・・・・・・・ １ ６ １． 生活関連等施設に共通する安全確保措置・・・・・・・・ １ ６ ２． 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置・・・・・・・・ １ ６ ３． 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置・・・・・・・ １ ７ 第８節 武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・ １ ７ １． 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）・・・・・・・ １ ７ ２． 原子力発電所の運転停止・・・・・・・・ １ ８ 第９節 電力の安定供給に関する措置・・・・・・・・ １ ８ 第１０節 応急の復旧・・・・・・・・ １ ９ １． 応急の復旧の基本方針・・・・・・・・ １ ９ ２． 通信設備の応急の復旧・・・・・・・・ １ ９ 第４章 武力攻撃災害の復旧に関する措置・・・・・・・・ ２ ０ １． 復旧に関する措置・・・・・・・・ ２ ０ ２． 復旧計画・・・・・・・・ ２ ０ ３． 復旧順位・・・・・・・・ ２ ０ 第５章 緊急対処保護措置の実施・・・・・・・・ ２ ２ 別表 １ 対策組織・・・・・・・・ ２ ３ 別表 ２ 指令伝達および情報連絡経路・・・・・・・・ ２ ９ 別表 ３ 社外関係機関との情報連絡経路・・・・・・・・ ３ ０	第４節 対策要員の確保・・・・・・・ １ ５ １． 要員の確保・・・・・・・ １ ５ ２． 復旧要員の広域運営・・・・・・・ １ ５ 第５節 資機材の確保・・・・・・・ １ ５ １． 調達・・・・・・・ １ ５ ２． 輸送・・・・・・・ １ ５ ３． 復旧資機材置場の確保・・・・・・・ １ ６ 第６節 国，地方公共団体，自衛隊等の応援要請・・・・・・・・ １ ６ 第７節 生活関連等施設の安全確保措置・・・・・・・・ １ ６ １． 生活関連等施設に共通する安全確保措置・・・・・・・・ １ ６ ２． 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置・・・・・・・・ １ ６ ３． 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置・・・・・・・ １ ７ 第８節 武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・ １ ７ １． 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外）・・・・・・・ １ ７ ２． 原子力発電所の運転停止・・・・・・・ １ ８ 第９節 電力の安定供給に関する措置・・・・・・・・ １ ８ 第１０節 応急の復旧・・・・・・・ １ ９ １． 応急の復旧の基本方針・・・・・・・ １ ９ ２． 通信設備の応急の復旧・・・・・・・ １ ９ 第４章 武力攻撃災害の復旧に関する措置・・・・・・・・ ２ ０ １． 復旧に関する措置・・・・・・・ ２ ０ ２． 復旧計画・・・・・・・ ２ ０ ３． 復旧順位・・・・・・・ ２ ０ 第５章 緊急対処保護措置の実施・・・・・・・ ２ ２ 別表 １ 対策組織・・・・・・・ ２ ３ 別表 ２ 指令伝達および情報連絡経路・・・・・・・・ ２ ９ 別表 ３ 社外関係機関との情報連絡経路・・・・・・・・ ３ ０	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
第1章 総則 第1節 業務計画策定の目的 この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、当社の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項、および当社の生活関連等施設の安全確保措置を定め、国民保護措置および緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。 第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本方針を以下のとおりとする。 1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保 防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 2. 国民保護措置に従事する者の安全の確保 国民保護措置の内容に応じ、国および県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報を踏まえるとともに、国および県と緊急時の連絡および応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の生命や身体への危害が及ばないと予測される範囲において国民保護措置を実施する等、安全の確保に十分に配慮する。 また、国および県から、生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施を要請された場合等には、当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を国および県より随時十分に提供を受けること等により、当該管理者およびその他当該施設に従事する者等の生命や身体への危害が及ばないと予測される範囲において安全確保措置を実施する等、安全の確保に十分に配慮する。 3. 国民保護措置の実施に関する状況に即した自主的判断 国民保護措置を実施するにあたっては、その実施方法等については、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。 第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響 この計画において対象とする武力攻撃事態および緊急対処事態は、以下のとおりとする。	第1章 総則 第1節 業務計画策定の目的 この国民保護業務計画（以下「この計画」という。）は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号、以下「国民保護法」という。）第36条第1項および第182条第2項の規定に基づき、当社の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項、および当社の生活関連等施設の安全確保措置を定め、国民保護措置および緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。 第2節 国民保護措置の実施に関する基本方針 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための基本方針を以下のとおりとする。 1. 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保 防災のための連携体制を踏まえ、武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 2. 国民保護措置に従事する者の安全の確保 国民保護措置の内容に応じ、国および県から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報を踏まえるとともに、国および県と緊急時の連絡および応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の生命や身体への危害が及ばないと予測される範囲において国民保護措置を実施する等、安全の確保に十分に配慮する。 また、国および県から、生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施を要請された場合等には、当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を国および県より随時十分に提供を受けること等により、当該管理者およびその他当該施設に従事する者等の生命や身体への危害が及ばないと予測される範囲において安全確保措置を実施する等、安全の確保に十分に配慮する。 3. 国民保護措置の実施に関する状況に即した自主的判断 国民保護措置を実施するにあたっては、その実施方法等については、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。 第3節 国が想定する武力攻撃事態等における電力設備・電力供給への影響 この計画において対象とする武力攻撃事態および緊急対処事態は、以下のとおりとする。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由																				
1. 武力攻撃事態 この計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。 <table><tr><th>類 型</th><th>特 徴</th></tr><tr><td>着上陸侵攻</td><td>事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要</td></tr><tr><td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td><td>事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる</td></tr><tr><td>弾道ミサイル攻撃</td><td>発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾</td></tr><tr><td>航空攻撃</td><td>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難</td></tr></table> 2. 緊急処理事態 この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。 なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。 (1) 攻撃対象施設等による分類 a. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・原子力発電所等の破壊 ・ダムの破壊 ・石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 b. 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・大規模集客施設，ターミナル駅，列車等の爆破 (2) 攻撃手段による分類 a. 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布，水源地に対する毒素等の混入 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 b. 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来 3. 電力設備・電力供給への影響 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施にあたり，電気事業者として行う供給力確保等のための措置ならびに生活関連等施設である発電所等の管理者として行う安全確保措置を，的確かつ迅速に行い，電力の安定供給に最大限努める。また，供給力の確保が事態の切迫のため時間的あるいは物理的に困難な場合にも，可能な限り供給支障が生じないように努めるとともに，結果的に供給支障が生じた場合においても最小限にとどめるよう努める。 なお，供給支障が生じる地域は，武力攻撃等により被災した地域と異なる場合も想定される。	類 型	特 徴	着上陸侵攻	事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要	ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる	弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾	航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難	1. 武力攻撃事態 この計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。 <table><tr><th>類 型</th><th>特 徴</th></tr><tr><td>着上陸侵攻</td><td>事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要</td></tr><tr><td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td><td>事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる</td></tr><tr><td>弾道ミサイル攻撃</td><td>発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾</td></tr><tr><td>航空攻撃</td><td>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難</td></tr></table> 2. 緊急処理事態 この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。 なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。 (3) 攻撃対象施設等による分類 c. 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ・原子力発電所等の破壊 ・ダムの破壊 ・石油コンビナート，可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 d. 多数の人が集合する施設，大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 ・大規模集客施設，ターミナル駅，列車等の爆破 (4) 攻撃手段による分類 c. 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布，水源地に対する毒素等の混入 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 d. 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来 3. 電力設備・電力供給への影響 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施にあたり，電気事業者として行う供給力確保等のための措置ならびに生活関連等施設である発電所等の管理者として行う安全確保措置を，的確かつ迅速に行い，電力の安定供給に最大限努める。また，供給力の確保が事態の切迫のため時間的あるいは物理的に困難な場合にも，可能な限り供給支障が生じないように努めるとともに，結果的に供給支障が生じた場合においても最小限にとどめるよう努める。 なお，供給支障が生じる地域は，武力攻撃等により被災した地域と異なる場合も想定される。	類 型	特 徴	着上陸侵攻	事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要	ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる	弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾	航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難	
類 型	特 徴																					
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要																					
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる																					
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾																					
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難																					
類 型	特 徴																					
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり，戦闘が予想される地域からの先行避難が必要																					
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で，突発的に被害が生じることも考えられる																					
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で，発射後極めて短時間で着弾																					
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが，攻撃目標を特定することは困難																					

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
また、武力攻撃災害発生後における設備の被害状況の把握および応急の復旧にあたっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要することも想定される。	また、武力攻撃災害発生後における設備の被害状況の把握および応急の復旧にあたっては、復旧要員の安全確保の観点から長時間を要することも想定される。	
第4節 国民保護業務計画の運用	第4節 国民保護業務計画の運用	
1. 他の計画との関連 この計画は、「国民保護法」、「災害対策基本法」、「消防法」、「石油コンビナート等災害防止法」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「原子力災害対策特別措置法」等の関連法令に基づく諸計画等と調整をはかり運用する。	1. 他の計画との関連 この計画は、「国民保護法」、「災害対策基本法」、「消防法」、「石油コンビナート等災害防止法」、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「原子力災害対策特別措置法」等の関連法令に基づく諸計画等と調整をはかり運用する。	
2. 国民保護業務計画の修正 この計画は、適宜検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。	2. 国民保護業務計画の修正 この計画は、適宜検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。	
第5節 用語の定義	第5節 用語の定義	
この計画においての用語の定義は、以下のとおりとする。	この計画においての用語の定義は、以下のとおりとする。	
1. 武力攻撃事態等 武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。	1. 武力攻撃事態等 武力攻撃事態および武力攻撃予測事態をいう。	
2. 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	2. 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	
3. 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	3. 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	
4. 緊急対処事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、国の対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。	4. 緊急対処事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、国の対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。	
5. 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。	5. 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。	
6. 武力攻撃災害	6. 武力攻撃災害	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 7．国民保護措置 国が対処基本方針を定めてから廃止するまでの間に，指定行政機関，地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成１５年法律第７９号，以下「武力攻撃事態対処法」という。）第２２条第１号に掲げる措置（同号に掲げる措置にあつては，国が対処基本方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。 8．緊急対処保護措置 国が緊急対処事態対処方針を定めてから廃止するまでの間に，指定行政機関，地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が第１８３条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第２５条第３項第２号に掲げる措置（国が緊急対処事態対処方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 9．武力攻撃原子力災害 武力攻撃に伴って，原子力事業所外へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。 10．生活関連等施設 国民生活に関連を有する施設で，その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものまたはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として，国民保護法施行令第２７条に規定する施設をいう。 なお，この計画においては，以下の施設を対象とする。 (1) 最大出力５万kW以上の発電所，使用電圧１０万V以上の変電所 (2) 基礎地盤から堤頂までの高さが１５m以上のダム (3) 危険物質等の取扱所 11．危険物質等 武力攻撃事態等において，引火もしくは爆発または空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により人の生命，身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で，国民保護法施行令第２８条で定めるものをいう。 なお，この計画においては，以下の物質等を対象とする。 (1) 消防法 第二条第七項の危険物（政令の指定数量以上のものに限る。） (2) 火薬類取締法 第二条第一項の火薬類 (3) 高圧ガス保安法 第二条の高圧ガス（事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガスを含む。） (4) 原子力基本法 第三条第二号の核燃料物質およびこれによって汚染された物，ならびに第三号の核原料	武力攻撃により直接または間接に生ずる人の死亡または負傷，火事，爆発，放射性物質の放出その他の人的または物的災害をいう。 7．国民保護措置 国が対処基本方針を定めてから廃止するまでの間に，指定行政機関，地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成１５年法律第７９号，以下「武力攻撃事態対処法」という。）第２２条第１号に掲げる措置（同号に掲げる措置にあつては，国が対処基本方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。 8．緊急対処保護措置 国が緊急対処事態対処方針を定めてから廃止するまでの間に，指定行政機関，地方公共団体または指定公共機関もしくは指定地方公共機関が第１８３条において準用するこの法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態対処法第２５条第３項第２号に掲げる措置（国が緊急対処事態対処方針を廃止した後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 9．武力攻撃原子力災害 武力攻撃に伴って，原子力事業所外へ放出される放射性物質または放射線による被害をいう。 10．生活関連等施設 国民生活に関連を有する施設で，その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものまたはその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として，国民保護法施行令第２７条に規定する施設をいう。 なお，この計画においては，以下の施設を対象とする。 (1) 最大出力５万kW以上の発電所，使用電圧１０万V以上の変電所 (2) 基礎地盤から堤頂までの高さが１５m以上のダム (3) 危険物質等の取扱所 11．危険物質等 武力攻撃事態等において，引火もしくは爆発または空気中への飛散もしくは周辺地域への流出により人の生命，身体または財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で，国民保護法施行令第２８条で定めるものをいう。 なお，この計画においては，以下の物質等を対象とする。 (1) 消防法 第二条第七項の危険物（政令の指定数量以上のものに限る。） (2) 火薬類取締法 第二条第一項の火薬類 (3) 高圧ガス保安法 第二条の高圧ガス（事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガスを含む。） (4) 原子力基本法 第三条第二号の核燃料物質およびこれによって汚染された物，ならびに第三号の核原料	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
物質 (5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第二条第二項の放射性同位元素およびこれによって汚染された物 1 2. 安全確保措置 生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置をいう。 1 3. 東北電力 東北電力株式会社をいう。 1 4. 東北電力NW 東北電力ネットワーク株式会社をいう。 1 5. 本店 東北電力の本店をいう。 1 6. 本社 東北電力NWの本社をいう。 1 7. 事業所 本店および本社を除く業務機関をいう。	物質 (5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 第二条第二項の放射性同位元素およびこれによって汚染された物 1 2. 安全確保措置 生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置をいう。 1 3. 東北電力 東北電力株式会社をいう。 1 4. 東北電力NW 東北電力ネットワーク株式会社をいう。 1 5. 本店 東北電力の本店をいう。 1 6. 本社 東北電力NWの本社をいう。 1 7. 事業所 本店および本社を除く業務機関をいう。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由																								
第2章 平素からの備え 第1節 武力攻撃事態等防災体制 1. 体制の区分 武力攻撃事態等において、国民保護措置を実施するための体制は次の区分による。 <table><tr><th>武力攻撃事態等の情勢</th><th>体制の区分</th></tr><tr><td>・国の対策本部が設置された場合</td><td>第1 非常体制</td></tr><tr><td>・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合</td><td>第2 非常体制</td></tr></table> 2. 対策組織 (1) 本店・本社および事業所の武力攻撃事態等防災体制に対応する対策組織（以下「対策組織」という。）は別表1のとおりとする。 (2) 武力攻撃事態等により本店・本社および事業所が被災した場合の、国民保護措置の拠点をあらかじめ定めておくものとする。 第2節 対策組織の運営 1. 体制の発令および解除 (1) 関係各長の意見に基づき、次の各長が発令および解除する。 <table><tr><th></th><th>本店・本社</th><th>事業所</th></tr><tr><td>第1・第2 非常体制</td><td>東北電力社長</td><td>事業所長</td></tr></table> (2) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、すみやかに対策組織を設置する。 (3) 本店・本社および事業所は、武力攻撃事態等防災体制を発令、解除した場合は、ただちに上・下位機関および社外関係機関に連絡する。 2. 権限の行使 (1) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。 (2) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に国民保護措置を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。	武力攻撃事態等の情勢	体制の区分	・国の対策本部が設置された場合	第1 非常体制	・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合	第2 非常体制		本店・本社	事業所	第1・第2 非常体制	東北電力社長	事業所長	第2章 平素からの備え 第1節 武力攻撃事態等防災体制 1. 体制の区分 武力攻撃事態等において、国民保護措置を実施するための体制は次の区分による。 <table><tr><th>武力攻撃事態等の情勢</th><th>体制の区分</th></tr><tr><td>・国の対策本部が設置された場合</td><td>第1 非常体制</td></tr><tr><td>・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合</td><td>第2 非常体制</td></tr></table> 2. 対策組織 (1) 本店・本社および事業所の武力攻撃事態等防災体制に対応する対策組織（以下「対策組織」という。）は別表1のとおりとする。 (2) 武力攻撃事態等により本店・本社および事業所が被災した場合の、国民保護措置の拠点をあらかじめ定めておくものとする。 第2節 対策組織の運営 1. 体制の発令および解除 (1) 関係各長の意見に基づき、次の各長が発令および解除する。 <table><tr><th></th><th>本店・本社</th><th>事業所</th></tr><tr><td>第1・第2 非常体制</td><td>東北電力社長</td><td>事業所長</td></tr></table> (2) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、すみやかに対策組織を設置する。 (3) 本店・本社および事業所は、武力攻撃事態等防災体制を発令、解除した場合は、ただちに上・下位機関および社外関係機関に連絡する。 2. 権限の行使 (1) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。 (2) 武力攻撃事態等防災体制が発令された場合、対策組織の長は、職制上の権限を行使して活発に国民保護措置を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。	武力攻撃事態等の情勢	体制の区分	・国の対策本部が設置された場合	第1 非常体制	・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合	第2 非常体制		本店・本社	事業所	第1・第2 非常体制	東北電力社長	事業所長	
武力攻撃事態等の情勢	体制の区分																									
・国の対策本部が設置された場合	第1 非常体制																									
・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合	第2 非常体制																									
	本店・本社	事業所																								
第1・第2 非常体制	東北電力社長	事業所長																								
武力攻撃事態等の情勢	体制の区分																									
・国の対策本部が設置された場合	第1 非常体制																									
・供給管内に関して、国の現地対策本部が設置された場合 ・供給管内に関して、県知事が緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講じた場合 ・当社の生活関連等施設に武力攻撃災害および武力攻撃原子力災害が発生した場合	第2 非常体制																									
	本店・本社	事業所																								
第1・第2 非常体制	東北電力社長	事業所長																								

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
なお、権限外の事項については行使後すみやかに所定の手続きをとる。 (3) 対策組織の長等，決定権限者が国民保護措置に従事できない場合に備え，職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。 3. 動員 対策組織の長は，発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 4. 指令伝達および情報連絡の経路 対策組織が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は別表 2 のとおりとする。 第 3 節 社外機関との協調 1. 国，地方公共団体等との協調 国，地方公共団体等関係機関と，防災のための連携体制を踏まえ，平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 (1) 各県の国民保護協議会等への参加 供給管内の各県国民保護協議会に要請に応じ参加する。 (2) 各県の国民保護計画作成等への協力 供給管内の各県国民保護計画の作成または変更にあたっては，その国民保護協議会を通じ，これに協力する。 (3) 各県の国民保護対策本部との協調 この計画が円滑，適切に行われるよう要請に応じ，対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。 a. 武力攻撃災害に関する情報の提供および収集 b. 武力攻撃災害の応急対策および復旧対策 2. 他電力会社等との協調 他電力会社，電源開発株式会社，日本原子力発電株式会社，電力広域的運営推進機関，請負会社，電気工事店および隣接企業等と協調し，電力，要員，資材，輸送力等の相互融通等，武力攻撃災害時における相互応援体制を整備しておく。 第 4 節 国民保護措置に関する教育・訓練 1. 教育 本店・本社および事業所は，社員に対し，武力攻撃災害に関する知識の普及のためのパンフレットの配布，社内報への関連記事掲載等により武力攻撃事態等および国民保護措置に対する意識の高揚に努める。 2. 訓練	なお、権限外の事項については行使後すみやかに所定の手続きをとる。 (3) 対策組織の長等，決定権限者が国民保護措置に従事できない場合に備え，職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。 3. 動員 対策組織の長は，発令後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 4. 指令伝達および情報連絡の経路 対策組織が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は別表 2 のとおりとする。 第 3 節 社外機関との協調 1. 国，地方公共団体等との協調 国，地方公共団体等関係機関と，防災のための連携体制を踏まえ，平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 (1) 各県の国民保護協議会等への参加 供給管内の各県国民保護協議会に要請に応じ参加する。 (2) 各県の国民保護計画作成等への協力 供給管内の各県国民保護計画の作成または変更にあたっては，その国民保護協議会を通じ，これに協力する。 (3) 各県の国民保護対策本部との協調 この計画が円滑，適切に行われるよう要請に応じ，対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。 a. 武力攻撃災害に関する情報の提供および収集 b. 武力攻撃災害の応急対策および復旧対策 2. 他電力会社等との協調 他電力会社，電源開発株式会社，日本原子力発電株式会社，電力広域的運営推進機関，請負会社，電気工事店および隣接企業等と協調し，電力，要員，資材，輸送力等の相互融通等，武力攻撃災害時における相互応援体制を整備しておく。 第 4 節 国民保護措置に関する教育・訓練 1. 教育 本店・本社および事業所は，社員に対し，武力攻撃災害に関する知識の普及のためのパンフレットの配布，社内報への関連記事掲載等により武力攻撃事態等および国民保護措置に対する意識の高揚に努める。 2. 訓練	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
本店・本社および事業所は、国民保護措置を円滑に推進するため、防災訓練等とあわせて国民保護措置についての訓練を適時実施し、武力攻撃事態等はこの計画が有効に機能することを確認する。 また、国および地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には積極的に参加する。	本店・本社および事業所は、国民保護措置を円滑に推進するため、防災訓練等とあわせて国民保護措置についての訓練を適時実施し、武力攻撃事態等はこの計画が有効に機能することを確認する。 また、国および地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には積極的に参加する。	
第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置	第5節 生活関連等施設に関する事前の安全確保措置	
生活関連等施設には、平素においては県等との連携、武力攻撃事態等においては国および県等との相互連絡のため、生活関連等施設の管理者をあらかじめ定めておく。 また、その職務に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。 生活関連等施設の管理者は、県知事より通知される安全確保の留意点に基づき、資機材の整備、巡回の実施等武力攻撃事態等における生活関連等施設の安全確保に関する事前対策等を定める。	生活関連等施設には、平素においては県等との連携、武力攻撃事態等においては国および県等との相互連絡のため、生活関連等施設の管理者をあらかじめ定めておく。 また、その職務に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておくこととする。 生活関連等施設の管理者は、県知事より通知される安全確保の留意点に基づき、資機材の整備、巡回の実施等武力攻撃事態等における生活関連等施設の安全確保に関する事前対策等を定める。	
第6節 情報の収集・連絡	第6節 情報の収集・連絡	
武力攻撃事態等に備え、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に平素より努める。 また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定等の整備に平素より努める。	武力攻撃事態等に備え、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に平素より努める。 また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定等の整備に平素より努める。	
第7節 全般的な事前措置	第7節 全般的な事前措置	
1. 物資および資材の備蓄・整備 (1) 国民保護措置用資機材の確保 本店・本社および事業所は、武力攻撃災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める (2) 国民保護措置用資機材等の輸送 本店・本社および事業所は、国民保護措置用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。 (3) 国民保護措置用資機材等の整備点検 国民保護措置用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い武力攻撃事態等に備える。 (4) 国民保護措置用資機材等の広域運営 本店・本社は、国民保護措置用資機材等の保有を効率的にするとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために復旧用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社および電力広域的運営推進機関と国民保護措置用資機材等の相互融通体制を整えておく。	1. 物資および資材の備蓄・整備 (1) 国民保護措置用資機材の確保 本店・本社および事業所は、武力攻撃災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める (2) 国民保護措置用資機材等の輸送 本店・本社および事業所は、国民保護措置用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。 (3) 国民保護措置用資機材等の整備点検 国民保護措置用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い武力攻撃事態等に備える。 (4) 国民保護措置用資機材等の広域運営 本店・本社は、国民保護措置用資機材等の保有を効率的にするとともに、武力攻撃災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするために復旧用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社および電力広域的運営推進機関と国民保護措置用資機材等の相互融通体制を整えておく。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
(5) 食糧，医療，医薬品等生活必需品の備蓄 本店・本社および事業所は，武力攻撃事態等に備え，食糧，医療，医薬品等の確保に努める。 (6) 国民保護措置用資機材等の仮置場 国民保護措置用資機材等の仮置場について，武力攻撃事態等下の借用交渉の難航が予想されるため，あらかじめ公共用地等の候補地について，地方防災会議の協力を得て，武力攻撃事態等の用地確保の円滑化を図る。 2. 通信設備の確保 武力攻撃事態等の情報連絡，指示，報告等のため，必要に応じ次の諸施設および設備の強化，整備を図る。 (1) 無線伝送設備 a. マイクロ波無線等の固定無線施設および設備 b. 移動無線設備 c. 衛星通信設備 (2) 有線伝送設備 a. 電力線搬送設備 b. 通信線搬送設備 c. 光ファイバ通信設備 d. 通信ケーブル (3) 交換設備（対策本部用電話を含む） (4) 通信用電源設備 3. 非常用電源の整備 本店・本社および事業所は，長時間停電に備え，国民保護措置に必要な通信設備，照明等の非常用電源を確保する。 4. コンピューターシステムの整備 コンピューターシステムについては，耐震性の確保を図るとともに，重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ態勢の整備を図る。 5. 水防・消防に関する整備 被害の軽減を図るため，法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。 (1) 水防関係 a. ダム管理用観測設備 b. ダム操作用の予備発電設備 c. 防水壁，防水扉等の浸水対策施設 d. 排水用のポンプ設備 e. 各種舟艇および車両等のエンジン設備 f. 警報用設備	(5) 食糧，医療，医薬品等生活必需品の備蓄 本店・本社および事業所は，武力攻撃事態等に備え，食糧，医療，医薬品等の確保に努める。 (6) 国民保護措置用資機材等の仮置場 国民保護措置用資機材等の仮置場について，武力攻撃事態等下の借用交渉の難航が予想されるため，あらかじめ公共用地等の候補地について，地方防災会議の協力を得て，武力攻撃事態等の用地確保の円滑化を図る。 2. 通信設備の確保 武力攻撃事態等の情報連絡，指示，報告等のため，必要に応じ次の諸施設および設備の強化，整備を図る。 (1) 無線伝送設備 a. マイクロ波無線等の固定無線施設および設備 b. 移動無線設備 c. 衛星通信設備 (2) 有線伝送設備 a. 電力線搬送設備 b. 通信線搬送設備 c. 光ファイバ通信設備 d. 通信ケーブル (3) 交換設備（対策本部用電話を含む） (4) 通信用電源設備 3. 非常用電源の整備 本店・本社および事業所は，長時間停電に備え，国民保護措置に必要な通信設備，照明等の非常用電源を確保する。 4. コンピューターシステムの整備 コンピューターシステムについては，耐震性の確保を図るとともに，重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ態勢の整備を図る。 5. 水防・消防に関する整備 被害の軽減を図るため，法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。 (1) 水防関係 a. ダム管理用観測設備 b. ダム操作用の予備発電設備 c. 防水壁，防水扉等の浸水対策施設 d. 排水用のポンプ設備 e. 各種舟艇および車両等のエンジン設備 f. 警報用設備	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
(2) 消防関係 a. 燃料タンク消火設備，燃料タンク冷却用散水設備 b. 化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車 c. 消火栓，消火用屋外給水設備，燃料タンク水幕設備 d. 各種消火器具および消火剤 e. 火災報知器，非常通報設備等の設備	(2) 消防関係 a. 燃料タンク消火設備，燃料タンク冷却用散水設備 b. 化学消防車，高所放水車，泡原液搬送車 c. 消火栓，消火用屋外給水設備，燃料タンク水幕設備 d. 各種消火器具および消火剤 e. 火災報知器，非常通報設備等の設備	
6. 石油等の流出による災害を防止する設備の整備 被害の軽減を図るため，法に基づき次の施設および設備の整備を図る。 (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器 (2) 油回収船 (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着剤等資機材	6. 石油等の流出による災害を防止する設備の整備 被害の軽減を図るため，法に基づき次の施設および設備の整備を図る。 (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器 (2) 油回収船 (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着剤等資機材	
7. その他災害復旧用施設および設備 電気設備の災害復旧を円滑に行うため，必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。	7. その他災害復旧用施設および設備 電気設備の災害復旧を円滑に行うため，必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。	
第3章 武力攻撃事態等への対処	第3章 武力攻撃事態等への対処	
第1節 通報・連絡	第1節 通報・連絡	
1. 通報・連絡の経路 通報，連絡の経路は，別表2，別表3のとおりとする。	1. 通報・連絡の経路 通報，連絡の経路は，別表2，別表3のとおりとする。	
2. 通報・連絡の方法 通報，連絡は，第2章第7節第2項に示す通信設備および電気通信事業者の通信サービスを使用して行うこととする。	2. 通報・連絡の方法 通報，連絡は，第2章第7節第2項に示す通信設備および電気通信事業者の通信サービスを使用して行うこととする。	
第2節 災害時における情報の収集・連絡	第2節 災害時における情報の収集・連絡	
1. 情報の収集，報告 武力攻撃災害が発生した場合は，対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速，的確に把握し，すみやかに上位対策組織に報告する。 収集，または報告を受けた被災情報については所管官庁へすみやかに報告する。ただし，従業員等の安否状況については，当該者の現に所在する地方公共団体および住所を有する地方公共団体に対し提供を行う。 (1) 一般情報 a. 武力攻撃事態等の状況	1. 情報の収集，報告 武力攻撃災害が発生した場合は，対策組織の長は次に掲げる各号の情報を迅速，的確に把握し，すみやかに上位対策組織に報告する。 収集，または報告を受けた被災情報については所管官庁へすみやかに報告する。ただし，従業員等の安否状況については，当該者の現に所在する地方公共団体および住所を有する地方公共団体に対し提供を行う。 (1) 一般情報 a. 武力攻撃事態等の状況	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
b. 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道，ガス，交通，通信，放送施設，道路，橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報 c. 対外対応状況（地方公共団体の国民保護対策本部，官公署，報道機関，お客さまへの対応状況） d. その他武力攻撃災害に関する情報 (2) 当社被害状況 a. 電力施設等の被害情報および復旧状況 b. 停電による主な影響状況 c. 復旧資材，応援隊，食糧等に関する事項 d. 従業員等の安否状況 個人情報の保護に十分な配慮を行うとともに，地方公共団体が行う安否情報の収集に協力する。 e. その他武力攻撃災害に関する情報 2. 情報の集約 上位対策組織は，下位対策組織からの被害情報等の報告および独自に国，地方自治体等から収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努める。 3. 通話制限 (1) 武力攻撃災害時の保安通信回線を確保するため，対策組織の長は必要と認めたときは通話制限その他の必要な措置を講ずる。 (2) 武力攻撃事態等防災体制の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは，本店・本社にあっては東北電力総務部長，事業所にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 第3節 災害時における広報および情報提供 1. 広報活動 武力攻撃災害の発生が予想される場合，または武力攻撃災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況および復旧状況についての広報活動を行う。 また，断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故の防止を図るほか，電気火災を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 (1) 電柱の倒壊，折損，電線の断線，垂下等の設備の異常を発見した場合は，すみやかに東北電力NWのネットワークコールセンターに通報すること。 (2) 断線，垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (3) 浸水，雨漏り等により冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。 (4) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (5) 電気器具を再使用するときは，ガス漏れのないことや器具の安全を確保すること。 (6) その他事故防止のため留意すべき事項	b. 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道，ガス，交通，通信，放送施設，道路，橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報 c. 対外対応状況（地方公共団体の国民保護対策本部，官公署，報道機関，お客さまへの対応状況） d. その他武力攻撃災害に関する情報 (2) 当社被害状況 a. 電力施設等の被害情報および復旧状況 b. 停電による主な影響状況 c. 復旧資材，応援隊，食糧等に関する事項 d. 従業員等の安否状況 個人情報の保護に十分な配慮を行うとともに，地方公共団体が行う安否情報の収集に協力する。 e. その他武力攻撃災害に関する情報 2. 情報の集約 上位対策組織は，下位対策組織からの被害情報等の報告および独自に国，地方自治体等から収集した情報を集約し，総合的被害状況の把握に努める。 3. 通話制限 (1) 武力攻撃災害時の保安通信回線を確保するため，対策組織の長は必要と認めたときは通話制限その他の必要な措置を講ずる。 (2) 武力攻撃事態等防災体制の発令前であっても保安通信回線を確保するうえで必要と認めたときは，本店・本社にあっては東北電力総務・地域共創部門総務・防災ユニット部長，事業所にあってはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。 第3節 災害時における広報および情報提供 1. 広報活動 武力攻撃災害の発生が予想される場合，または武力攻撃災害が発生した場合は，停電による社会不安の除去のため，電力施設被害状況および復旧状況についての広報活動を行う。 また，断線，電柱の倒壊，折損等による公衆感電事故の防止を図るほか，電気火災を未然に防止するため，一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 (1) 電柱の倒壊，折損，電線の断線，垂下等の設備の異常を発見した場合は，すみやかに東北電力NWのネットワークコールセンターに通報すること。 (2) 断線，垂下している電線には絶対にさわらないこと。 (3) 浸水，雨漏り等により冠水した屋内配線，電気器具等は危険なため使用しないこと。 (4) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。 (5) 電気器具を再使用するときは，ガス漏れのないことや器具の安全を確保すること。 (6) その他事故防止のため留意すべき事項	組織整備による修正

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
2. 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネットを通じて行うほか、従業員の安全確保を前提にP R 車等により直接当該地域へ周知する。 第4節 対策要員の確保 1. 要員の確保 (1) 武力攻撃等防災体制が発令された場合は、対策要員は安全確保を前提にすみやかに所属する対策組織に出動する。 (2) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、安全確保を前提に最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において国民保護措置に従事する。 2. 復旧要員の広域運営 「非常災害における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社および電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。 第5節 資機材の確保 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資および資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。 また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資および資材を調達することができるよう、他電力会社および電源開発株式会社ならびに日本原子力発電株式会社等と必要な体制の整備に努める。 1. 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。 (1) 現地調達 (2) 対策組織相互の流用 (3) 他電力会社等からの融通 2. 輸送 国民保護措置用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。	2. 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関およびインターネットを通じて行うほか、従業員の安全確保を前提にP R 車等により直接当該地域へ周知する。 第4節 対策要員の確保 1. 要員の確保 (1) 武力攻撃等防災体制が発令された場合は、対策要員は安全確保を前提にすみやかに所属する対策組織に出動する。 (2) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、安全確保を前提に最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において国民保護措置に従事する。 2. 復旧要員の広域運営 「非常災害における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「東地域非常災害対策要綱」（東地域電力技術会議策定）に基づき、他電力会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社および電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。 第5節 資機材の確保 国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資および資材の供給要請先等の確実な把握等に努める。 また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資および資材を調達することができるよう、他電力会社および電源開発株式会社ならびに日本原子力発電株式会社等と必要な体制の整備に努める。 1. 調達 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。 (1) 現地調達 (2) 対策組織相互の流用 (3) 他電力会社等からの融通 2. 輸送 国民保護措置用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
3. 復旧資機材置場の確保 武力攻撃災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の国民保護対策本部に依頼する等により、この迅速な確保を図る。	3. 復旧資機材置場の確保 武力攻撃災害時において、復旧資材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の国民保護対策本部に依頼する等により、この迅速な確保を図る。	
第6節 国，地方公共団体，自衛隊等の応援要請	第6節 国，地方公共団体，自衛隊等の応援要請	
国民保護措置の実施にあたって、特に必要がある場合には、指定行政機関または地方公共団体に対し、労務，施設，設備または物資の確保について応援を要請する。 また、武力攻撃事態等の対処における生活関連等施設の安全確保にあたって、特に必要がある場合には、県警察，消防機関，海上保安庁，所管省庁および専門的見地からの助言等を行うことができる行政機関に対し，指導，助言，連絡体制の強化，資機材の提供，職員の派遣等支援を求める。 被害が極めて大きく，管内の工事力に余力がない場合または工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合には，対策組織の長は被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。	国民保護措置の実施にあたって、特に必要がある場合には、指定行政機関または地方公共団体に対し、労務，施設，設備または物資の確保について応援を要請する。 また、武力攻撃事態等の対処における生活関連等施設の安全確保にあたって、特に必要がある場合には、県警察，消防機関，海上保安庁，所管省庁および専門的見地からの助言等を行うことができる行政機関に対し，指導，助言，連絡体制の強化，資機材の提供，職員の派遣等支援を求める。 被害が極めて大きく，管内の工事力に余力がない場合または工事力を動員してもなお応援隊を必要とすると判断される場合には，対策組織の長は被害地域の県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。	
第7節 生活関連等施設の安全確保措置	第7節 生活関連等施設の安全確保措置	
1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置 (1) 所管省庁または県知事より，生活関連等施設の管理者に対し，安全確保措置の要請を受けた場合には必要な安全確保措置を実施する。 (2) 県知事からの要請または事態の状況に基づき，県公安委員会または海上保安部長等より立入制限区域を指定された場合，およびその区域が変更になる場合にはこれらの措置に協力する。	1. 生活関連等施設に共通する安全確保措置 (1) 所管省庁または県知事より，生活関連等施設の管理者に対し，安全確保措置の要請を受けた場合には必要な安全確保措置を実施する。 (2) 県知事からの要請または事態の状況に基づき，県公安委員会または海上保安部長等より立入制限区域を指定された場合，およびその区域が変更になる場合にはこれらの措置に協力する。	
2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置 武力攻撃事態等において，国および地方公共団体より生活関連等施設のうち危険物質等の取扱所について，全部または一部の使用の一時停止または制限の命令等，危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置を命ぜられたときは，危険物質等の取扱者は当該措置を的確かつ迅速に講ずる。	2. 危険物質等の取扱所の使用停止等命令に対する措置 武力攻撃事態等において，国および地方公共団体より生活関連等施設のうち危険物質等の取扱所について，全部または一部の使用の一時停止または制限の命令等，危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置を命ぜられたときは，危険物質等の取扱者は当該措置を的確かつ迅速に講ずる。	
3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置 生活関連等施設のうち，石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては，武力攻撃災害における被害の軽減を図るため，法に基づき以下の施設等の整備を図る。 また，発災後すみやかに，周辺の事業所と協力し，武力攻撃災害の拡大防止を図る。 (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器 (2) 油回収船 (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等資機材	3. 石油コンビナートに立地する火力発電所等の安全確保措置 生活関連等施設のうち，石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては，武力攻撃災害における被害の軽減を図るため，法に基づき以下の施設等の整備を図る。 また，発災後すみやかに，周辺の事業所と協力し，武力攻撃災害の拡大防止を図る。 (1) 防油堤，流出油等防止堤，オイルフェンス展張船，ガス検知器，漏油検知器 (2) 油回収船 (3) オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等資機材	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
第8節 武力攻撃原子力災害への対処 1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外） 原子力事業所については生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処にあたっては、「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」ならびに「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の定めに準じる。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意するものとする。 (1) 体制の整備 原子力災害対策特別措置法の規定の準用に伴う原子力事業者防災業務計画の検証に努める。 また、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施または支援を行うことができる体制の整備に努める。 (2) 活動体制の確立 オフサイトセンター等において、施設の状況やモニタリング情報等の常時継続的に必要な情報を共有するとともに、関係機関が行う応急対策について必要な調整を行うために要員を派遣する。 (3) モニタリングの実施 通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況および放出見通し等の情報を内閣府、文部科学省、原子力規制委員会および国土交通省ならびに関係地方公共団体（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に定期的に連絡する。 2. 原子力発電所の運転停止 (1) 武力攻撃事態等における措置 武力攻撃事態等において、 ① 警報の発令の対象となった地域内の原子力発電所 ② 地域を定めずに警報が発令した場合、全ての原子力発電所 について、直ちに代替電力の確保等、原子炉の運転停止に向けて必要な措置をとり、原子力規制委員会の命令に従い、運転を停止する。 なお、突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。 (2) 電力供給の確保 武力攻撃事態等において、内閣府、経済産業省（資源エネルギー庁）および原子力規制委員会と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、安定した電力需給の確保のための準備を行うものとする。 (3) 配慮すべき事項 運転停止に際しての施設および運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応する。	第8節 武力攻撃原子力災害への対処 1. 武力攻撃原子力災害への対処（運転停止以外） 原子力事業所については生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、武力攻撃原子力災害への対処にあたっては、「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」ならびに「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の定めに準じる。なお、武力攻撃原子力災害の特殊性にかんがみ、特に以下の点に留意するものとする。 (1) 体制の整備 原子力災害対策特別措置法の規定の準用に伴う原子力事業者防災業務計画の検証に努める。 また、武力攻撃原子力災害に際しても、的確かつ迅速にモニタリングの実施または支援を行うことができる体制の整備に努める。 (2) 活動体制の確立 オフサイトセンター等において、施設の状況やモニタリング情報等の常時継続的に必要な情報を共有するとともに、関係機関が行う応急対策について必要な調整を行うために要員を派遣する。 (3) モニタリングの実施 通報を行った後においても、安全の確保に留意しつつ、敷地境界等における放射線量の測定等を継続的に実施し、施設等からの放射性物質等の放出状況および放出見通し等の情報を内閣府、文部科学省、原子力規制委員会および国土交通省ならびに関係地方公共団体（更に現地対策本部が設置された場合は現地対策本部）に定期的に連絡する。 2. 原子力発電所の運転停止 (1) 武力攻撃事態等における措置 武力攻撃事態等において、 ① 警報の発令の対象となった地域内の原子力発電所 ② 地域を定めずに警報が発令した場合、全ての原子力発電所 について、直ちに代替電力の確保等、原子炉の運転停止に向けて必要な措置をとり、原子力規制委員会の命令に従い、運転を停止する。 なお、突発的に武力攻撃が発生した場合等、特に緊急を要するときは、武力攻撃事態等の認定、警報の発令、国の運転停止命令等を待たず、平時における緊急時対応マニュアル等に基づき、自らの判断により、直ちに原子炉の運転を停止する。 (2) 電力供給の確保 武力攻撃事態等において、内閣府、経済産業省（資源エネルギー庁）および原子力規制委員会と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、安定した電力需給の確保のための準備を行うものとする。 (3) 配慮すべき事項 運転停止に際しての施設および運転要員の安全確保、関係機関との連絡等について、国の一元的な指揮の下で相互に緊密に連携し、対応する。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
第9節 電力の安定供給に関する措置 武力攻撃事態等において、電力を安定的かつ適切に供給するために、原子炉の運転停止等に対する安定した電力需給の確保について、以下のとおりとする。 ① 原子力事業者として、国と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、安定した電力需給の確保のための準備を行う。 ② 原子炉の運転を停止したときは、代替電源の立ち上げ、卸電力取引や電力融通の活用その他、必要に応じ、需給調整契約に基づく負荷の抑制等の措置を実施する。 ③ 原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、国からの聴取に応じるとともに、電気事業法の規定に基づく業務改善命令、供給命令等に従い措置を実施する。 第10節 応急の復旧 1. 応急の復旧の基本方針 (1) 応急の復旧にあたっては、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限りすみやかに施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。 (2) 国の対策本部より、応急の復旧を行うことを依頼された場合は、これに応じるよう努める。的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。 (3) 電力施設および設備の被害状況の把握および応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ事業者間の広域応援を含む体制、および資機材を整備するよう努める。 2. 通信設備の応急の復旧 武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施上、重要な通信設備に障害が生じたときには、すみやかに応急の復旧を行う。 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置 1. 復旧に関する措置 武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ可能な限り迅速な復旧を実施するよう努める。 なお、復旧にあたっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。 2. 復旧計画 対策組織は、各設備毎に被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同	第9節 電力の安定供給に関する措置 武力攻撃事態等において、電力を安定的かつ適切に供給するために、原子炉の運転停止等に対する安定した電力需給の確保について、以下のとおりとする。 ① 原子力事業者として、国と相互に緊密な連絡をとりつつ、事態の状況を把握するとともに、原子炉の運転停止に備え、安定した電力需給の確保のための準備を行う。 ② 原子炉の運転を停止したときは、代替電源の立ち上げ、卸電力取引や電力融通の活用その他、必要に応じ、需給調整契約に基づく負荷の抑制等の措置を実施する。 ③ 原子炉の状態、代替電力の確保状況等について、国からの聴取に応じるとともに、電気事業法の規定に基づく業務改善命令、供給命令等に従い措置を実施する。 第10節 応急の復旧 1. 応急の復旧の基本方針 (1) 応急の復旧にあたっては、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限りすみやかに施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。 (2) 国の対策本部より、応急の復旧を行うことを依頼された場合は、これに応じるよう努める。的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求める。 (3) 電力施設および設備の被害状況の把握および応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ事業者間の広域応援を含む体制、および資機材を整備するよう努める。 2. 通信設備の応急の復旧 武力攻撃事態等においては、国民保護措置の実施上、重要な通信設備に障害が生じたときには、すみやかに応急の復旧を行う。 第4章 武力攻撃災害の復旧に関する措置 1. 復旧に関する措置 武力攻撃災害の復旧のための措置は、武力攻撃事態の態様や武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ可能な限り迅速な復旧を実施するよう努める。 なお、復旧にあたっては、その対象となる施設の被害の状況、当該被災した地域を管轄する地方公共団体が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。 2. 復旧計画 対策組織は、各設備毎に被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
時に，上位対策組織にすみやかに報告する。上位対策組織は，報告に基づき下位対策組織に対し，復旧対策について必要な指示を行う。 (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況 (3) 復旧資材の調達 (4) 電力系統の復旧方法 (5) 復旧作業の日程 (6) 仮復旧の完了見込み (7) 宿泊施設，食糧等の手配 (8) その他必要な対策 3. 復旧順位 復旧計画の策定および実施にあたっては，次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況，被害復旧の難易を勘案して，供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。	時に，上位対策組織にすみやかに報告する。上位対策組織は，報告に基づき下位対策組織に対し，復旧対策について必要な指示を行う。 (1) 復旧応援要員の必要の有無 (2) 復旧要員の配置状況 (3) 復旧資材の調達 (4) 電力系統の復旧方法 (5) 復旧作業の日程 (6) 仮復旧の完了見込み (7) 宿泊施設，食糧等の手配 (8) その他必要な対策 3. 復旧順位 復旧計画の策定および実施にあたっては，次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが，災害状況，各設備の被害状況，被害復旧の難易を勘案して，供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)		(新)		理由
復旧順位		復旧順位		当社グループ の事業再編に よる修正
設 備 名	復 旧 順 位	設 備 名	復 旧 順 位	
水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 3. その他の発電所	水力発電設備	1. 系統に影響の大きい発電所 2. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 3. その他の発電所	
地熱発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所	—	—	
太陽光発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. その他の発電所	風力・太陽光発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. その他の発電所	
火力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所	火力発電設備	1. 所内電源を確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所	
原子力発電設備	1. 所内電源を外部から確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所	原子力発電設備	1. 所内電源を外部から確保できる発電所 2. 系統に影響の大きい発電所 3. その他の発電所	
送 電 設 備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路	送 電 設 備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路	
変 電 設 備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう)	変 電 設 備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう)	
配 電 設 備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線	配 電 設 備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線	
通 信 設 備	1. 非常災害用通信回線 2. 給電用通信回線、監視・制御回線および系統保護回線 3. 上記以外の保安用回線等	通 信 設 備	1. 非常災害用通信回線 2. 給電用通信回線、監視・制御回線および系統保護回線 3. 上記以外の保安用回線等	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
第5章 緊急対処保護措置の実施				第5章 緊急対処保護措置の実施				組織整備による修正
緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。				緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処保護措置の実施等の緊急対処事態への対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。				
別表 1				別表 1				
対 策 組 織				対 策 組 織				
1. 本店・本社対策組織				1. 本店・本社対策組織				
構成任務 対策組織		構 成 区 分 職 名		構成任務 対策組織		構 成 区 分 職 名		
国民保護 対策本部 (第1・第2非常体制)		本部長 副本部長 委 員		本部長 副本部長 委 員		東北電力社長 東北電力副社長 東北電力NW社長，東北電力NW副社長，両社の常務		
		事務局長 事務局次長 事務局長補佐		事務局長 事務局次長 事務局長補佐		東北電力総務部長 東北電力総務部副部長 東北電力総務部(防災・危機管理)課長		
		事務責任者 事務副責任者		事務責任者 事務副責任者		東北電力総務部(総務)課長 東北電力総務部(防災・危機管理)副長		
		各班事務責任者 事務局員		各班事務責任者 事務局員		各班から必要人員 両社各部から必要人員		
機能および任務 区 分				機能および任務 区 分				
1. 本店・本社における国民保護措置の実施 2. 全事業所において実施される国民保護措置の総括・指揮				1. 本店・本社における国民保護措置の実施 2. 全事業所において実施される国民保護措置の総括・指揮				
1. 対策本部の設営 2. 対策本部員への連絡および動員 3. 本部会議の事務 4. 指令，連絡等の集約および立案 5. 事業所対策本部および事業所との連絡 6. 被害および復旧状況の把握 7. 重要情報（停電情報等）の社内 外発受信等の統括 8. 官公庁および関係機関との報告 連絡 9. 応援隊の把握および要請派遣の 事務連絡 10. 対策本部の庶務				1. 対策本部の設営 2. 対策本部員への連絡および動員 3. 本部会議の事務 4. 指令，連絡等の集約および立案 5. 事業所対策本部および事業所との連絡 6. 被害および復旧状況の把握 7. 重要情報（停電情報等）の社内 外発受信等の統括 8. 官公庁および関係機関との報告 連絡 9. 応援隊の把握および要請派遣の 事務連絡 10. 対策本部の庶務				
(注) 1. 事業所は本店・本社に準じる。 2. 事務局の担当員の人員数については，事務局長が情勢に応じて適宜増減することができる。 3. 災害状況に応じて情報統括を配置する。				(注) 1. 事業所は本店・本社に準じる。 2. 事務局の担当員の人員数については，事務局長が情勢に応じて適宜増減することができる。 3. 災害状況に応じて情報統括を配置する。				

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
2. 本店・本社各班				2. 本店・本社各班				組織整備による修正
グループ戦略班	班 名	構 成		グループ戦略班	班 名	構 成		
	区 分	職 名	区 分		職 名			
	班 長	東北電力 グループ戦略部門長	班 長		東北電力 グループ戦略部門長			
	副 班 長	東北電力 グループ戦略部門の部門部長	副 班 長		東北電力 グループ戦略部門の部門部長			
人財班	班 付	東北電力 グループ戦略部門各マネージャー	1. 関係会社従業員および家族の安否・被災状況の把握（集約） 2. 関係会社資産の被災状況の把握 3. 関係会社への非常災害対策情報の提供	班 付	東北電力 グループ戦略部門各マネージャー	1. 関係会社従業員および家族の安否・被災状況の把握（集約） 2. 関係会社資産の被災状況の把握 3. 関係会社への非常災害対策情報の提供		
	班 員	東北電力 グループ戦略部門員から必要人員		班 員	東北電力 グループ戦略部門員から必要人員			
	班 長	東北電力 人財部長		班 長	東北電力 人財部長			
	副 班 長	東北電力 人財部の部部長または副部長，東北電力NW 総務部の部部長		副 班 長	東北電力 人財部の部部長または副部長，東北電力NW 総務部の部部長			
広報班	班 付	東北電力 人財財部各課長，安全保安管理室課長，東北電力NW 安全・品質管理室課長	1. 従業員および家族の安否・被災状況の把握（集約）（調査は各部所で行う。） 2. 厚生建物の被害状況調査，応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 被災者の収容および救援 4. 動員者（応援者）の宿舍および給食 5. 被災従業員（社外応援者を含む）および家族の防疫対策，医療機関対応 6. 復旧活動従事者の安全対策 7. 作業用被服類の調達 8. 事業所等の環境衛生対策 9. 労働組合対応，労務関係官公署との連絡	班 付	東北電力 人財財部各課長，安全保安管理室課長，東北電力NW 安全・品質管理室課長	1. 従業員および家族の安否・被災状況の把握（集約）（調査は各部所で行う。） 2. 厚生建物の被害状況調査，応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 被災者の収容および救援 4. 動員者（応援者）の宿舍および給食 5. 被災従業員（社外応援者を含む）および家族の防疫対策，医療機関対応 6. 復旧活動従事者の安全対策 7. 作業用被服類の調達 8. 事業所等の環境衛生対策 9. 労働組合対応，労務関係官公署との連絡		
	班 員	東北電力 人財部員，安全保安管理室，東北電力NW 総務部員，安全・品質管理室から必要人員		班 員	東北電力 人財部員，安全保安管理室，東北電力NW 総務部員，安全・品質管理室から必要人員			
	班 長	東北電力 ソーシャルコミュニケーション部門長		班 長	東北電力 総務・地域共創部門の部門部長			
	副 班 長	東北電力 ソーシャルコミュニケーション部門の部門部長		副 班 長	東北電力 総務・地域共創部門の部門部長			
広報班	班 付	東北電力 ソーシャルコミュニケーション部門 各マネージャー，東北電力NW 総務部（広報・地域交流）課長	(広報) 1. 報道対応の実施と中間組織事業所報道対応への指導調整 2. ラジオスポット等の利用による二次災害防止活動 3. 社内への情報周知（地域対応） 1. P R車等による一般のお客さまへの停電・復旧情報の周知，二次災害防止のP Rと指導・調整 2. 地域対応要員の派遣調整および救援物資調達・配布の計画策定と指導	班 付	東北電力 総務・地域共創地域共創・広報ユニット 各マネージャー，東北電力NW 総務部（広報・地域交流）課長	(広報) 1. 報道対応の実施と中間組織事業所報道対応への指導調整 2. ラジオスポット等の利用による二次災害防止活動 3. 社内への情報周知（地域対応） 1. P R車等による一般のお客さまへの停電・復旧情報の周知，二次災害防止のP Rと指導・調整 2. 地域対応要員の派遣調整および救援物資調達・配布の計画策定と指導		
	班 員	東北電力 ソーシャルコミュニケーション部門 部門員，東北電力NW総務部員から必要人員		班 員	東北電力 総務・地域共創 部門員，東北電力NW 総務部員から必要人員			

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
班名	構 成		任 務	班名	構 成		任 務	
	区 分	職 名			区 分	職 名		
総務班	班 長	東北電力NW 総務部長	1. 本部長指示事項等の伝達・社内周知 2. リエゾン派遣の調整・確認対応 3. 事務応援の派遣・調整・確認対応 4. 警察, 消防, 自衛隊などの社外機関との対応 5. 自治体等との連携 6. 社屋内外の警備 7. 備品（業務設備に限る）の被害調査および修理 8. 復旧等に伴う用地対応 9. その他の他班に属しない事項 ※原子力災害が同時発生した場合, 電源立地部は総務班の構成メンバーから除く。	総務班	班 長	東北電力NW 総務部長	1. 本部長指示事項等の伝達・社内周知 2. リエゾン派遣の調整・確認対応 3. 事務応援の派遣・調整・確認対応 4. 警察, 消防, 自衛隊などの社外機関との対応 5. 自治体等との連携 6. 社屋内外の警備 7. 備品（業務設備に限る）の被害調査および修理 8. 復旧等に伴う用地対応 9. その他の他班に属しない事項 ※原子力災害が同時発生した場合, 電源立地部は総務班の構成メンバーから除く。	組織整備による修正
	副 班 長	両会社の総務部, 東北電力 電源立地部, 東北電力NW 企画部, 用地部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 電源立地部, 東北電力NW 総務部, 企画部, 用地部の部部長または副部長		
	班 付	両会社の総務部各課長 東北電力 電源立地部各課長 東北電力NW 企画部, 用地部各課長			班 付	東北電力 総務・地域共創部門総務・防災ユニット各マネージャー, 電源立地部各課長 東北電力NW 総務部, 企画部, 用地部各課長		
	班 員	両会社の総務部員から必要人員 東北電力 電源立地部員から必要人員 東北電力NW 企画部, 用地部員から必要人員			班 員	東北電力 総務・地域共創部門, 電源立地部員から必要人員 東北電力NW 総務部, 企画部, 用地部員から必要人員		
経理班	班 長	東北電力 経理部長	1. 資金の調達および送金 2. 災害時会計処理の指示 1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧所要資材の調達, 輸送 3. 輸送用機動力の調達, 確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員,, 資材）関係の窓口	経理班	班 長	東北電力 経理部長	1. 資金の調達および送金 2. 災害時会計処理の指示 1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧所要資材の調達, 輸送 3. 輸送用機動力の調達, 確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員,, 資材）関係の窓口	
	副 班 長	東北電力 経理部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 経理部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 経理部各課長			班 付	東北電力 経理部各課長		
	班 員	東北電力 経理部員から必要人員			班 員	東北電力 経理部員から必要人員		
資材班	班 長	東北電力 資材部長	1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧所要資材の調達, 輸送 3. 輸送用機動力の調達, 確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員, 資材）関係の窓口	資材班	班 長	東北電力 資材部長	1. 貯蔵品および工事材料の在庫の確認および被害調査 2. 復旧所要資材の調達, 輸送 3. 輸送用機動力の調達, 確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員, 資材）関係の窓口	
	副 班 長	東北電力 資材部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 資材部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 資材部各課長			班 付	東北電力 資材部各課長		
	班 員	東北電力 資材部員から必要人員			班 員	東北電力 資材部員から必要人員		
土木建築班	班 長	いずれかの会社の土木建築部長	1. 土木設備（備品を含む）被害状況の調査 2. 建物（厚生建物を除く）被害状況の把握（集約）（調査は各設備主管部で行う） 3. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 4. 復旧要員計画および動員の指示 5. 所要資材の調査および手配 6. 応援指導 7. 河川等の災害情報の収集 8. 土木関係官公署（国土交通省等）との連絡	土木建築班	班 長	いずれかの会社の土木建築部長	1. 土木設備（備品を含む）被害状況の調査 2. 建物（厚生建物を除く）被害状況の把握（集約）（調査は各設備主管部で行う） 3. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 4. 復旧要員計画および動員の指示 5. 所要資材の調査および手配 6. 応援指導 7. 河川等の災害情報の収集 8. 土木関係官公署（国土交通省等）との連絡	
	副 班 長	いずれかの会社の土木建築部の部部長または副部長			副 班 長	いずれかの会社の土木建築部の部部長または副部長		
	班 付	両会社の土木建築部各課長			班 付	両会社の土木建築部各課長		
	班 員	両会社の土木建築部員から必要人員			班 員	両会社の土木建築部員から必要人員		
	情報発信担当	土木建築班長が指名する土木建築部員			情報発信担当	土木建築班長が指名する土木建築部員		

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
班名	構 成		任 務	班名	構 成		任 務	
	区 分	職 名			区 分	職 名		
情報通信班	班 長	東北電力 D X推進部長または東北電力NW 情報通信部長	1. 情報通信関係設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 保安通信回線の確保 7. 電気通信事業者回線および社外非常用通信設備の利用対策 8. 社外関係機関（総合通信局等）への届出等	情報通信班	班 長	東北電力 D X推進部長または東北電力NW 情報通信部長	1. 情報通信関係設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 保安通信回線の確保 7. 電気通信事業者回線および社外非常用通信設備の利用対策 8. 社外関係機関（総合通信局等）への届出等	
	副 班 長	東北電力 D X推進部, 東北電力NW 情報通信部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 D X推進部, 東北電力NW 情報通信部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 D X推進部各課長 東北電力NW 情報通信部各課長 中央情報通信所長 通信工事センター所長			班 付	東北電力 D X推進部各課長 東北電力NW 情報通信部各課長 中央情報通信所長 通信工事センター所長		
	班 員	東北電力 D X推進部員, 東北電力NW 情報通信部員から必要人員			班 員	東北電力 D X推進部員, 東北電力NW 情報通信部員から必要人員		
	情報発信担当	情報通信班長が指名する情報通信班員			情報発信担当	情報通信班長が指名する情報通信班員		
燃料班	班 長	東北電力 燃料部長	1. 化石燃料被害状況の調査 2. その他化石燃料対策	燃 料 班	班 長	東北電力 燃料部長	1. 化石燃料被害状況の調査 2. その他化石燃料対策	
	副 班 長	東北電力 燃料部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 燃料部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 燃料部各課長			班 付	東北電力 燃料部各課長		
	班 員	東北電力 燃料部員から必要人員			班 員	東北電力 燃料部員から必要人員		
	情報発信担当	燃料班長が指名する燃料部員			情報発信担当	燃料班長が指名する燃料部員		
火力班	班 長	東北電力 火 力 部 長	1. 火力設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	火 力 班	班 長	東北電力 火 力 部 長	1. 火力設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	
	副 班 長	東北電力 火力部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 火力部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 火力部各課長			班 付	東北電力 火力部各課長		
	班 員	東北電力 火力部員から必要人員			班 員	東北電力 火力部員から必要人員		
	情報発信担当	火力班長が指名する火力部員			情報発信担当	火力班長が指名する火力部員		
水力班	班 長	東北電力 水 力 部 長	1. 水力設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 河川などの非常災害情報収集 7. 関係官公署（国土交通省等）との連絡	水 力 班	班 長	東北電力 水 力 部 長	1. 水力設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 河川などの非常災害情報収集 7. 関係官公署（国土交通省等）との連絡	
	副 班 長	東北電力 水力部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 水力部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 水力部各課長			班 付	東北電力 水力部各課長		
	班 員	東北電力 水力部員から必要人員			班 員	東北電力 水力部員から必要人員		
	情報発信担当	水力班長が指名する水力部員			情報発信担当	水力班長が指名する水力部員		

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
班名	構 成		任 務	班名	構 成		任 務	組織整備による修正
	区 分	職 名			区 分	職 名		
風力・地熱班	班 長	東北電力 風力・地熱部長	1. 地熱・太陽光設備(備品・建物含む)被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 関係会社等の資産の被災状況の把握 7. 関係会社等への非常災害対策情報の提供	再生可能エネルギー班	班 長	東北電力 再生可能エネルギー部長	1. 風力・太陽光設備(備品・建物含む)被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. 関係会社等の資産の被災状況の把握 7. 関係会社等への非常災害対策情報の提供	
	副 班 長	東北電力 風力・地熱部, 企画・開発部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 再生可能エネルギー部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 風力・地熱部, 企画・開発部の各課長および地熱統括センター所長			班 付	東北電力 再生可能エネルギー部の各課長		
	班 員	東北電力 風力・地熱部, 企画開発部員から必要人員			班 員	東北電力 再生可能エネルギー部から必要人員		
	情報発信担当	風力・地熱班長が指名する風力・地熱部員			情報発信担当	再生可能エネルギー班長が指名する再生可能エネルギー部員		
事業戦略班	班 長	東北電力 事業戦略部長	1. 自社需要に対する供給力確保対策 2. 他社発電設備被害状況の把握(自社と電力受給契約を締結している設備に限る)	事業戦略班	班 長	東北電力 事業戦略部長	1. 自社需要に対する供給力確保対策 2. 他社発電設備被害状況の把握(自社と電力受給契約を締結している設備に限る)	
	副 班 長	東北電力 事業戦略部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 事業戦略部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 事業戦略部各課長 需給運用センター所長			班 付	東北電力 事業戦略部各課長 需給運用センター所長		
	班 員	東北電力 事業戦略部員から必要人員			班 員	東北電力 事業戦略部員から必要人員		
原子力班	班 長	東北電力 原子力部長	1. 原子力設備(備品・建物含む)被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	原子力班	班 長	東北電力 原子力部長	1. 原子力設備(備品・建物含む)被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	
	副 班 長	東北電力 原子力部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 原子力部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 原子力部各課長			班 付	東北電力 原子力部各課長		
	班 員	東北電力 原子力部員から必要人員			班 員	東北電力 原子力部員から必要人員		
	情報発信担当	原子力班長が指名する原子力部員			情報発信担当	原子力班長が指名する原子力部員		
営業班	班 長	東北電力 リビング営業部長	1. 窓口でのお客さまPR 2. 営業料金関係および需給対策 3. 大口お客さま被害状況の把握と対応 4. 電化システムお客さま被害状況の把握と対応 5. 熱供給センター被害状況の把握と復旧対策	営業班	班 長	東北電力 リビング営業部長	1. 窓口でのお客さまPR 2. 営業料金関係および需給対策 3. 大口お客さま被害状況の把握と対応 4. 電化システムお客さま被害状況の把握と対応 5. 熱供給センター被害状況の把握と復旧対策	
	副 班 長	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部各課長			班 付	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部各課長		
	班 員	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部員から必要人員			班 員	東北電力 リビング営業部, 販売戦略部, 法人営業部, ガス事業部員から必要人員		
	情報発信担当	営業班長が指名する営業班員			情報発信担当	営業班長が指名する営業班員		

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)				(新)				理由
班名	構 成		任 務	班名	構 成		任 務	
	区 分	職 名			区 分	職 名		
電力システム班	班 長	東北電力NW 電力システム部長	(給電関係) 1. 気象情報等の収集 2. 電力系統の被害調査 3. 電力系統復旧方針の策定 4. 供給対策 5. 給電設備（備品・建物含む）被害状況の調査 6. 他電力の被害状況および復旧状況の把握（広域情報に限る） 7. 広域に対する本部情報の提供（工務関係） 1. 工務関係設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. ヘリコプターの確保、運用	電力システム班	班 長	東北電力NW 電力システム部長	(給電関係) 1. 気象情報等の収集 2. 電力系統の被害調査 3. 電力系統復旧方針の策定 4. 供給対策 5. 給電設備（備品・建物含む）被害状況の調査 6. 他電力の被害状況および復旧状況の把握（広域情報に限る） 7. 広域に対する本部情報の提供（工務関係） 1. 工務関係設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導 6. ヘリコプターの確保、運用	
	副 班 長	東北電力NW 電力システム部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力NW 電力システム部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力NW 電力システム部各課長 中央給電指令所長 系統アクセスセンター所長 送変電建設センター副所長			班 付	東北電力NW 電力システム部各課長 中央給電指令所長 系統アクセスセンター所長 送変電建設センター副所長		
	班 員	東北電力NW 電力システム部員から必要人員 東北電力NW 送変電建設センター所員から必要人員			班 員	東北電力NW 電力システム部員から必要人員 東北電力NW 送変電建設センター所員から必要人員		
	情報発信担当	電力システム班長が指名する電力システム部員			情報発信担当	電力システム班長が指名する電力システム部員		
ネットワークサービス班	班 長	東北電力NW ネットワークサービス部長	1. ネットワークサービス業務に関するお客さま対応 2. 他社需要家需要対策 3. ネットワークサービス業務に関する災害特別措置対応 4. 応援指導	ネットワークサービス班	班 長	東北電力NW ネットワークサービス部長	1. ネットワークサービス業務に関するお客さま対応 2. 他社需要家需要対策 3. ネットワークサービス業務に関する災害特別措置対応 4. 応援指導	
	副 班 長	東北電力NW ネットワークサービス部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力NW ネットワークサービス部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力NW ネットワークサービス部各課長			班 付	東北電力NW ネットワークサービス部各課長		
	班 員	東北電力NW ネットワークサービス部員から必要人員			班 員	東北電力NW ネットワークサービス部員から必要人員		
配電班	班 長	東北電力NW 配電部長	1. 配電設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	配電班	班 長	東北電力NW 配電部長	1. 配電設備（備品・建物含む）被害状況の調査 2. 応急復旧対策および本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画および動員の指示 4. 所要資材の調査および手配 5. 応援指導	
	副 班 長	東北電力NW 配電部の部部長または副部長			副 班 長	東北電力NW 配電部の部部長または副部長		
	班 付	東北電力NW 配電部各課長 配電アクセスセンター所長			班 付	東北電力NW 配電部各課長 配電アクセスセンター所長		
	班 員	東北電力NW 配電部員から必要人員			班 員	東北電力NW 配電部員から必要人員		
	情報発信担当	配電班長が指名する配電部員			情報発信担当	配電班長が指名する配電部員		
(注)事業所は本店・本社に準じる。				(注)事業所は本店・本社に準じる。				

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
別表 2 指令伝達および情報連絡経路 <pre>graph TD subgraph Old_System [旧システム] direction TB subgraph Left_Box [] direction LR A[東北電力 本店] --- B[原子力発電所] A --- C[火力発電所] A --- D[発電技術センター] A --- E[建設所・工務所] A --- F[研究開発センター] A --- G[東京支社] A --- H[支店] end subgraph Right_Box [] direction LR I[東北電力NW 本社] --- J[支社] I --- K[東京事務所] I --- L[総合研修センター] end H --- M[会津若松支社] H --- N[営業所] J --- O[電力センター] J --- P[制御所] J --- Q[立地事務所] end Left_Box -.- Right_Box</pre> (注) 破線は、相互連絡の経路とする。	別表 2 指令伝達および情報連絡経路 <pre>graph TD subgraph New_System [新システム] direction TB subgraph Left_Box [] direction LR A[東北電力 本店] --- B[原子力発電所] A --- C[火力発電所] A --- D[発電技術センター] A --- E[建設所・工務所] A --- F[研究開発センター] A --- G[東京支社] A --- H[支店] end subgraph Right_Box [] direction LR I[東北電力NW 本社] --- J[支社] I --- K[東京事務所] I --- L[総合研修センター] end H --- M[会津若松支社] H --- N[営業所] J --- O[電力センター] J --- P[制御所] J --- Q[立地事務所] end Left_Box -.- Right_Box</pre> (注) 破線は、相互連絡の経路とする。	

国民保護業務計画 新旧比較表

(旧)	(新)	理由
別表 3 社外関係機関との情報連絡経路 以上	別表 3 社外関係機関との情報連絡経路 以上	